

「西都市住宅改修支援事業補助金」

西都市は、良質な住環境の形成等を図るため、市内の施工業者に依頼して住宅の工事を行った方に対し、工事費の20%に相当する西都商工会議所ギフト券（以下「ギフト券」という。）を交付します。

1 対象となる要件

- ① 次の要件を全て満たす工事
 - 交付決定前に着工していない工事 ※着工前に申請が必要
 - 市内の施工業者が行う総工事費が20万円以上の工事
※市内の施工業者とは、市内に本店がある法人又は市内に住所がある個人事業主をいう。
 - 令和9年2月末日までに完了する工事
 - 他の補助金の交付対象となっていない工事
 - 過去に西都市や国などの補助対象となった箇所と重複しない工事
 - 別表に掲げる工事
- ② 次の要件を全て満たす市内の住宅 ※店舗や賃貸住宅等は除く
 - 申請者が居住している、又は居住予定の住宅 ※市外在住者も対象
 - 築10年以上の住宅（令和8年3月31日時点）
- ③ 次の要件をすべて満たす者
 - 改修する住宅の所有者又は所有者と二親等以内である者
 - 令和3年度以降に本補助金の交付を受けていない者
 - 市税等を滞納していない者（同一世帯の全員を含む）

別表

補助対象となる工事	補助対象とならないもの ※1
① 増築・改築工事	× 住宅などの取壊し工事 × 倉庫または車庫に係る工事
② 外装工事 (例: 塗装、屋根の葺き替え、外壁の補修)	× 住宅に付随するテラスなどに係る工事 × 門扉、フェンス、柵又はブロック塀に係る工事
③ 内装工事 (例: 床、天井、壁紙の張替え、間取り変更)	× 公共下水道及び農業集落排水に関する宅内排水設備の管路工事 × 浄化槽の設置および管路工事 × 灯油ボイラーまたはガス給湯器その他これらに類する製品の処分、購入および設置に関するもの × 畳の表替え、ふすまの張替など、工事といえないもの × 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、電気温水器、電磁誘導加熱調理器（IHクッキングヒーター）、照明器具、エアコンディショナー、太陽光発電設備、その他これらに類する製品の処分費用、購入費用および設置費用
④ 給排水設備改修工事 (例: 台所、浴室、洗面室、トイレ)	
⑤ 建具・サッシ工事 (例: 畳、ふすま、窓ガラス、ドア、網戸、シャッター)	
⑥ 電気設備改修工事	
⑦ 防音工事	
⑧ 断熱化工事	
⑨ 住宅内のバリアフリー化工事 ※2	

※1 その他、シロアリ工事、コンクリート工事、井戸に関する工事、造園工事、土地の購入および造成に係る費用、広告または看板などの設置に係る費用、工具または工事用機械等の購入に係る費用は補助対象となりません。

※2 介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費の支給との重複除く。


2 補助額

対象工事費の20%（上限10万円。千円未満切捨て）に相当するギフト券を交付します。

3 申請の流れ

- ① 交付申請 → ② 交付決定 → ③ 変更申請(計画に変更が生じたときのみ) → ④ 変更交付決定 →
 ⑤ 工事着工 → ⑥ 工事完了 → ⑦ 工事費の支払 → ⑧ 実績報告 → ⑨ 交付確定 → ⑩ ギフト券受領

4 申請に必要な書類

必要書類	備考
① 交付申請書	商工観光課または市ホームページにて取得できます。 ※ 必ず新様式を使用してください。 旧様式の提出は受け付けません。 ※ 修正テープ等での修正は不可です。  ▲市ホームページ
② 事業計画書	
③ 収支予算書	
④ 住民票 ^{とうほん} 謄本	市民課にて取得できます。(手数料が必要です) 申請者本人とその同一世帯員全員が記載された原本を提出してください。
⑤ 市税完納証明願	商工観光課またはホームページにて取得後、税務課にて証明が必要です。 (手数料が必要です) 申請者本人とその同一世帯員全員分を証明したものを提出してください。
⑥ 固定資産税課税台帳(名寄せ)の写し	税務課にて取得できます。(手数料が必要です ※縦覧期間中は無料) 代えて建物の登記事項証明書(法務局)でも可。
⑦ 工事見積書	「施工業者が申請者宛てに発行したもの」を提出してください。 ※ 見積金額を変更する場合は事前に変更申請が必要です。
⑧ 着工前の現況写真	家屋全景写真とあわせて改修工事箇所すべての写真を提出してください。 (実績報告書の提出の際には施工中および工事完了後の写真が必要です)
⑨ 間取り図	改修工事箇所がわかるように蛍光ペン等で囲ってください。 ※ 外装工事のみを実施する場合は必要ありません。
⑩ 所有者との関係が分かる書類	「申請者」と「住宅の所有者」が異なる場合のみ必要です。 所有者との関係(2親等以内)が分かるもの(戸籍謄本など)を提出してください。 ただし、「④住民票謄本」で所有者との関係が確認できる場合は必要ありません。
⑪ 誓約書	転入又は転居し、改修する住宅に入居する予定の場合のみ必要です。

5 申請期間

- (1) 申請期間 令和8年4月1日(水)から令和9年2月5日(金)まで(予算の範囲内に限る。)
 (2) 申請期限 着工予定日の14日前まで
 ※ 工事の内容によっては、交付決定まで時間を要する場合があります。
 ※ 工事を中止する場合は、中止の事由が生じた日から14日以内に届け出が必要です。

6 その他

改修した住宅について、補助対象工事完了後10年間以内に市長の承認なく補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は取り壊すことはできません。ただし、自ら当該住宅に居住しようとする者に譲渡する場合はこの限りではありません。

【申請および問合せ先】 西都市役所 商工観光課 産業振興係(本庁舎2階)

〒 881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 TEL 0983-32-1011 FAX 0983-43-2067